

篠栗町立学校就学援助対象者

篠栗町立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で生活保護に準ずる程度に困窮している世帯。そのうち以下の要件に該当する世帯を対象とする。

1. 生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお経済的に困窮している。
2. 市町村民税が非課税又は市町村民税の減免を受けている。
3. 個人事業税又は固定資産税の減免を受けている。
4. 国民年金の掛金の免除又は国民健康保険の保険料の減免若しくは徴収猶予を受けている。
5. 児童扶養手当を受給している。
6. 生活福祉金による貸付けを受けている。
7. 失業対策事業適格者手帳を有する者又は職業安定所登録日雇労働者である。
8. 前年度の平均月収入が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯である。